

県立長崎シーボルト大学における評価活動について

1. 大学概要

県立長崎シーボルト大学(シーボルト大)は、近代日本を拓いたシーボルトの鳴滝塾精神を受け継ぎ、国公立大学では初のカタカナを冠した大学として、平成12年3月に閉学した長崎県立女子短期大学の伝統を継承しながら、平成11年4月に開学した。現在、長崎県西彼杵郡長与町に約10haのキャンパスを構え、2学部、1研究科を擁している。平成17年5月1日現在、約80名の教員のもと、1,070名の学部学生、28名の大学院生、が学んでいる。また、4ヶ国、5大学と国際交流協定を締結している。

2. 大学理念・目標

2-1) 理念

「人間尊重、福祉の向上及び国際協調の理念のもとに、実践に即した幅広い知識と高度な技術の修得により、流動的な社会と時代を生き抜く、個性豊かな人材を育成するとともに、長崎の地域特性を生かした学術研究の深化と文化の向上を図り、もって地域の振興に貢献する。」ことを基本理念としている。

2-2) 教育目標

(教育目標)

「国境にとらわれず、新しい情報や技術で世界に貢献する人間の育成」

「地球と人をいたわる人間の育成」

「広く地球的な視野で世界の先端教育機関と競いあえる情報拠点の確立」

(教育方針)

1) 学生数に対して豊富な専任教員数を配置

1学年約240名の学生数に対し全学で約80名の専任教員がいる。これは本学がめざす対話型の教育を実現するもので、学生は自分の考えや疑問を自由に教員にぶつけながら学ぶことができる。

2) 創造学習を推進する豊富な演習・実験実習系科目の設置

個人の創造性を養うため、演習・実験実習系科目を豊富に準備してい

る。学生が主体となり自分自身で考え、行動し、検証することによって一人ひとりの創造性を磨き上げることができる。

3) 高度な情報リテラシーの習得

これからの時代に求められる高度な情報リテラシーを習得するため、基礎的な情報処理系の講義と実習科目を1年次の最初の半年間に全学科必修としている。

4) セメスター制(1年2学期制)による集中学習

シーボルト大では、各科目を半年間で完結させるセメスター制を実施している。4単位科目は、毎週1回1年間行ってきた授業を毎週2回実施することで半年間で終了できるため、短い期間で集中的に学ぶことができる。

3. 沿革

3-1) 大学沿革概要

平成3年3月	「看護職員確保対策に関する請願」を県議会で採択
平成3年12月	「4年制女子大学創設に関する請願」を県議会で採択
平成7年8月	新大学設置構想(開学時期、設置場所等)を発表
平成9年10月	校舎建設工事着工
平成9年11月	公募により、名称を「県立長崎シーボルト大学」に決定
平成10年4月	設置認可申請
平成10年12月	文部省設置認可
平成11年4月	開学、入学式
平成14年4月	第4期生入学(大学完成年度)
平成14年6月	大学院設置認可申請
平成14年12月	大学院「人間健康科学研究科」文部科学省設置認可
平成15年3月	第1期生卒業式
平成15年4月	大学院開設、第1期生入学
平成16年11月	大学院「人間健康科学研究科栄養科学専攻博士後期課程」
	文部科学省設置認可
平成17年4月	長崎県公立大学法人へ移行

4. 大学組織

県立長崎シーボルト大学は、国際交流学科と情報メディア学科から成る

国際情報学部、看護学科と栄養健康学科から成る看護栄養学部の2学部4学科、看護学専攻と栄養科学専攻からなる人間健康科学研究科の1研究科2専攻から構成されている。

4 - 1) 運営組織・教育・研究組織 (資料1 : 8/24 ページ)

4 - 2) 教官数 (平成17年5月1日現在)

学長	1名 (古川俊之)
副学長	2名
教授	46名
助教授	15名
講師	14名
助手	11名
合計	89名

4 - 3) 学生数 (平成17年5月1日現在)

学部生	1,070名
大学院生	28名
合計	1,098名

5 . 評価の概要

5 - 1) 評価理念

現在のところシーボルト大では、教育研究費の配分のための教員の実績評価を行うにとどまっている。平成18年度に実施する評価から、新しい評価制度を導入し、将来的には評価結果を、昇任、任期制教員の再任の可否、給与へ反映させることを予定している。

5 - 2) 評価目的

教員個人の大学における活動について、自立的・主体的に点検・評価を行うことにより、大学の教育・研究等の一層の向上と活性化を図り、もって大学の基本理念の実現を図る。

5 - 3) 評価組織

教育研究高度化推進費 A については、学科長、学部長の審査を経て、副学長、学科長、事務局で調整を行っている。

教育研究高度化推進費 B については、学長、副学長、事務局長による審査会で決定している。

5 - 4) 評価の契機と沿革

平成 12 年度からの、国立大学教育研究基盤校費等の改善を受け、本学においても平成 13 年度から 14 年度にかけ、延べ 11 回の会議を通じて検討を行った。

その結果、平成 15 年度から、大学の教育研究費の総額から、各教員へ職位ごとに配分する基礎配分額を差し引いた額を、学長裁量の教育研究費とすることとした。そして、学長裁量の教育研究費の 6 割を教育研究高度化推進費 A とし、残り 4 割を教育研究高度化推進費 B とした。ちなみに教育研究高度化推進費 A は、個々の教員の教育研究等の実績により配分することとし、教育研究高度化推進費 B は課題応募型としている。

6 . 評価活動の特徴

6 - 1) 研究開発評価の全体像

シーボルト大で行われている研究開発評価としては、教育研究費の配分に活かすための教育実績評価、研究実績評価を実施し、全学評価として、自己点検評価を実施している。また、大学基準協会の加盟判定、認証評価を受けている。

6 - 2) 教育研究資金の配分

研究費については、「基礎研究費」「学長裁量費」に分けられ、4 : 6 の比率で配分している。基礎研究費については、国立大学ベースで一律に配分し、学長裁量費については、「教育研究高度化推進費 A」「教育研究高度化推進費 B」に分け、6 : 4 の比率で配分している。「教育研究高度化推進費 A」は教員評価に基づく競争原理を生かした配分になっており、「教育研究高度化推進費 B」はプロジェクト方式で、学内の公募により、テーマや研究計画に基づいて配分している（競争原理を導入した傾斜配

分)。(資料2:9/24ページ)

6-3)「教育研究高度化推進費A」について

教育、研究、地域貢献、学内運営の4領域に分けて評価をし、その評価結果に応じて配分しており、各領域間の割合は、教育：研究：地域貢献：学内運営＝4：3：1.5：1.5としている。配分額の上限は特設設けられていない。13年度から内部の検討会を設置し、15年度から本制度を導入した。16年度は、教員を対象にアンケートを実施し、15年度の評価の反省点を踏まえ必要に応じて制度を改善している。

各教員(教授、助教授、講師)は、申請書を学科長、学部長を經由して事務局に提出する(基本的に全員が提出することが求められる)。その際、各教員による申告ベースである申請書について、学科長、学部長は可能な範囲で申請書のチェックを行う。ただ、評価項目の細かい解釈等は、個々の先生に任せているため、統一がとれているとは必ずしも言えない。なお、法人化後は、現行の対象である教授、助教授、講師以外に、助手も対象としている。

事務局は、提出された申請書に基づき、各教員毎の点数集計表、研究費配分額表を作成し、申請書と併せて、学長室(平成16年当時：副学長、学科長等で構成)にチェックを依頼する。学長室は、内容について確認し、その後学長へ提示、説明をし、各教員の研究費配分額を決定する。各教員が申請書を提出してから、配分額の決定、配分額の通知まで、一ヶ月弱で実施している。

評価結果の公表については、個人毎の配分額表、点数集計表を、教員名を除き、事務局において閲覧が可能である。教員は、閲覧の結果、自らの配分額等に対し、疑義、不服等がある場合は、文書を持って学長に申し立てを行うことができる。これらは、研究費の予算配分だけに活用されるため、任期や昇進には全く関係がない。

このように申請書を記入してもらい、それに基づいて配分することで、4領域ごとに自分の実績が確認できるようになっているが、教員はその結果について、それほど関心があるわけではない状況。あくまでも1年を振り返る機会と考えている教員が多い。

本制度の特徴は、実験系と非実験系の違いや学部、学科の違いは一切考慮されていないことと基本的には数値化できるものしか評価項目としていないため、量的な評価となっており、質的な評価がなされていないことである。今後質的な評価を導入する際には、分野ごとに分けて評価

をすることが必要となると考えているが、学部ごとにどのように配分するかという問題がでてきてしまい、具体的な対応策もないのが現状。法人化後は、評価は学部を中心に行っていくこととしている。(資料3：11/24 ページ)

6 - 4) 「教育研究高度化推進費 B」について

教員等の共同研究及び個人研究による地域貢献・振興に資する教育研究等の充実を図ることを目的としている。助手にも応募資格が与えられており、若手向けの競争的資金といえる。

研究種目としては、地域振興研究、一般課題研究に分けられ、地域振興研究は、各学問分野において、特に長崎県地域の振興発展や活性化に寄与する研究・調査を対象としており、共同研究型は19件の申請に対して16件が、個人研究型は7件の申請に対して6件が採択されている。一方、一般課題研究は、上記研究種目以外の一般的な研究課題が対象とされており、共同研究型は11件の申請に対して10件が、個人研究型は18件の申請に対して15件が採択されている。

課題の採択は、部局長の審査の後、学長、副学長、事務局長が最終的に決定する。審査基準は、地域振興研究型は、地域社会への貢献、研究の先見性、独創性、新規性、研究の目的と研究計画の整合性、実用化・政策形成への妥当性、研究実施体制、研究者の業績、施設等の能力、研究の倫理性で判断される。一般課題研究型は、研究目的・目標の適格性、研究目的と研究計画の整合性、学術振興・政策形成への寄与、研究実施体制、研究者の業績、施設等の能力、研究の倫理性であるが、基準は被評価者に公表されていない。課題の研究期間は1年間であるが、継続性も考慮している。(資料4：12/24 ページ、資料5：14/24 ページ、資料6：15/24 ページ)

6 - 5) 任期制について

任期制は助手にのみ導入(任期3年、再任2回まで)されていたが、法人化後は一律5年の任期で、助手のみならず、講師、助教授、教授にも任期制が導入され、再任が1回までとなる(教授は再任についての回数限度はない)。テニユア制度の導入予定はない。

7 . 評価活動に関する課題

教育研究高度化推進費 A については、自己申告に基づく数値的な申請であり、その具体的な内容等についての資料の添付を求めているため、外形的な審査にとどまっている。また、申請項目として、50 にわたる項目を設定しているが、申請項目の基準が一部明確でないこと、及び申請書作成、審査等に相当な時間を要することなどの反省点もある。また、実際に配分された教育研究費は、各教員の教育研究業績等が反映されている一方で、各教員間に相当な開きが生じ、教員等からの見直し意見もあることから、配分金額を種々の観点で分析し、配分方法についても検証する必要がある。

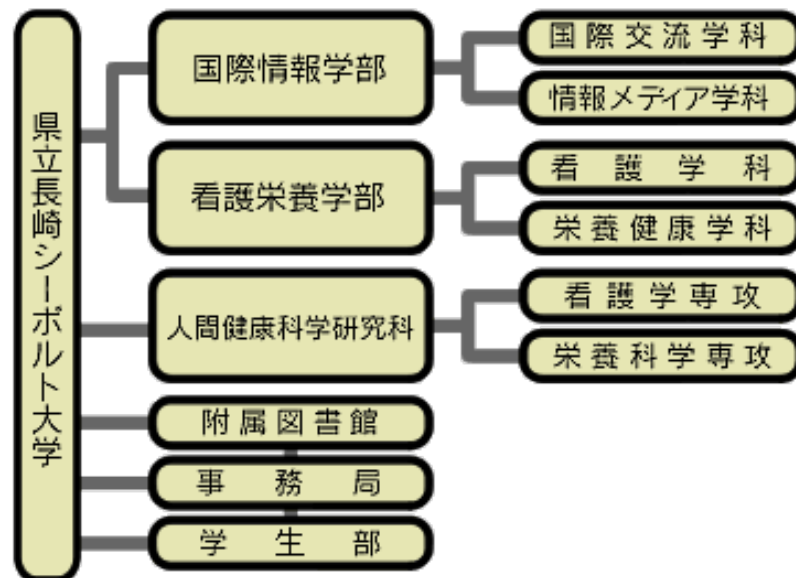
教育研究高度化推進費 B については、予算総額が限られていることもあり、プロジェクト的、長期的な研究計画への対応が不十分である。また、過去からの継続的な研究計画が申請されるが、採択にあたり、過去に採択された研究計画の実績等についての評価が充分なされておらず、審査方法についてさらに検討する必要がある。

8 . 参考資料

- ・ (資料 7 : 19/24 ページ)
平成 17 年度教育研究高度化推進費 A の配分手続きについて
- ・ (資料 8 : 20/24 ページ)
平成 17 年度「教育研究高度化推進費 B」応募要領

[ホーム](#) > [大学概要](#) > 大学組織図

県立長崎シーボルト大学は、国際交流学科と情報メディア学科から成る国際情報学部、看護学科と栄養健康学科から成る看護栄養学部の2学部4学科、看護学専攻と栄養科学専攻から成る人間健康科学研究科の1研究科2専攻、附属図書館、事務局、学生部から構成されています。



平成 16 年度教育研究費（学長裁量費）の見直し等について

平成 16 年 5 月 6 日
第 2 回評議会へ提出

平成 16 年度の教育研究費（学長裁量費）配分方法については、学長室、部局長会議での意見も踏まえ、以下の方針により取り扱うものとする。

- （ 1 ） 昨年度新たな研究費配分方法を実施したばかりであり、基本的には本年度も昨年度の方法を踏襲することとし、大幅な修正は行わない。
- （ 2 ） アンケートの結果や学長室での検討をもとに、昨年度の方法について、一部見直しを行う。

【アンケート結果等への対応】

- 1 . 研究費 A と研究費 B の配分は、従来どおり研究費 A : 研究費 B = 6 : 4 とする。
- 2 . 研究費 A について、各領域間の割合は、従来どおり教育 : 研究 : 大学運営 : 地域貢献 = 4 : 3 : 1 . 5 : 1 . 5 とする。
- 3 . 研究費 A について、従来どおり配分額の上限は設けない。また、ランク分けも行わない。
- 4 . 研究費 A について、新任教員には平均値による定額配分を行う。
- 5 . 研究費 B について、地域振興研究でも個人研究を認め、その上限額は 5 0 万円とする。この結果、種目と上限額は以下のとおりとなる。
 - （ 1 ） 地域振興研究（共同研究）: 2 0 0 万円
 - （ 2 ） 地域振興研究（個人研究）: 5 0 万円
 - （ 3 ） 一般課題研究（共同研究）: 1 0 0 万円
 - （ 4 ） 一般課題研究（個人研究）: 5 0 万円
- 6 . 研究費 A に関して、本年度も従来どおり助手には配分しないこととする。助手への対応については、今後の検討課題とする。
- 7 . 研究費 A の各項目について、以下の修正を行う。
 - （ 1 ） 教育 NO1 で、受講者数が 8 0 人以上の場合は 1 コマあたり 2 点とする。
 - （ 2 ） 教育 NO3 で、卒業研究の学生数の上限を変更し、8 人以上 8 点とする。
 - （ 3 ） 教育 NO4 で、研究生の他に研修員を加える。
 - （ 4 ） 研究 NO1 で、学術論文の点数を 1 編あたり 3 点とする。また、共同著作でファーストオーサー以外の場合を 1 編あたり 1 点とする。
 - （ 5 ） 研究 NO2 で、編著書の点数を 1 冊あたり 4 点とする。
 - （ 6 ） 研究 NO7 で、コラム又は論文的文章の発表回数の点数を 1 件あたり 0 . 5

点とする。

- (7) 研究 NO19 で、引用の定義について、「他者による引用」と明記する。
- (8) 大学運営 NO1 で、管理職に研究科長を加え、情報センター長を削除する。
- (9) 大学運営 NO2 で、委員会の種類に学長室、入学資格審査委員会、一般研究倫理委員会、ヒゲルム・遺伝子解析研究倫理委員会、産学官連携センター運営委員会（産学官連携推進委員会）、外国語教育センター運営委員会、大学改革検討委員会を加え、研究倫理委員会、学歌制定委員会、「学科関係費」配分方法検討委員会を削除する。
- (10) 大学運営 NO3 で、全学入試問題検討委員長の点数を 3 点に、入試問題出題委員の点数を 2 点にする。また、校正委員 0.5 点を追加する。
- (11) 大学運営 NO6 で、配点欄の職指定の記述を削除する。
- (12) 地域・社会貢献 NO 8 で、全国規模の学会の会長、副会長及び理事を 2 点、全国規模の学会の評議員を 1 点、地方の学会の会長、副会長及び理事を 1 点、地方の学会の評議員を 0.5 点とする。

平成 16 年度教育研究高度化推進費 A の 配分手続きについて

平成 16 年 5 月 12 日

1. 各教員へ教育研究高度化推進費 A 申請書の提出依頼を行う。
 - (1) 5 月 12 日付で各教員へ申請書の提出依頼を行う。
 - (2) 学科長への提出期限を 5 月 19 日(水)とする。

2. 各教員は、申請書を学科長、学部長を経由して、事務局へ提出する。
 - (1) 学科長、学部長は、可能な範囲で申請書のチェックを行う。
(合同でのチェックとする。)
 - (2) 学科長、学部長のチェック：5 月 19 日～24 日
 - (3) 事務局へ提出：5 月 24 日

3. 事務局は、提出された申請書に基づき、各教員毎の点数集計表及び研究費配分額表を作成し、申請書と併せて、学長室へチェックを依頼する。
(5 月 27 日)

4. 学長室は、可能な範囲で申請書の内容の確認等を行う。
 - (1) 学長室は、必要に応じ、教員へ記載事項の確認、修正等を依頼する。
 - (2) 修正等があった場合は、事務局へ点数集計表及び研究費配分額表の修正を依頼する。
(5 月 27 日～6 月 4 日)

5. 学長室は、各教員毎の点数集計表、研究費配分額表、申請書を学長へ提示、説明する。
(6 月 4 日)

6. 学長は、学長室から受領した資料を確認の上、各教員毎の研究費配分額を決定し、各教員へ配分額の通知を行う。
(6 月 7 日を予定)

7. 学内での公表方法
 - (1) 個人毎の配分額表、点数集計表を、教員名を除き、閲覧可能とする。
 - (2) 教員は、閲覧の結果、自らの配分額等に対し、疑義、不服等がある場合は、文書をもって、学長へ申し立てることができる。
閲覧期間 1 週間とする。
申し立て期間 閲覧開始日から 2 週間とする。
 - (3) 学長は、教員から申し立てを受けた場合は、適切かつ迅速に対応するものとする。
 - (4) 申請書等は、研究費配分の基礎資料としての目的以外には使用しないものとする。

「教育研究高度化推進費 B」の配分方針

2004年6月22日作成

「教育研究高度化推進費 B」の配分は、次のような配分方針により行う。

1. 育研究高度化推進費 B」の配分方法

- (1) 本研究費に対する応募申請の審査は、「『教育研究高度化推進費 B』交付申請書」(以下、「交付申請書」という。)をもとに行う。その際、「評価書」の評価を参考とする。

評価書の作成

審査の参考とするため、各学部学科を単位として選定した4名(両学部長、大学院研究科長、副学長)の者に、交付申請書をもとに、「評価書」の作成をお願いする。特に、地域振興研究については、さらに自治体等関係機関の意見等も参考にする。

- (2) 審査は、学長を中心とした「教育研究高度科推進費 B」審査会(学長、副学長及び事務局長の合議体)で審議を尽くした上で、最終的に学長が判断する方法で行う。
- (3) 申請書の審査にあたっては、各学問分野の研究課題に対し、あまり偏らずに配分することを旨とする。
- (4) 本研究費の応募処理及び事務は、単年度を原則としており、新規申請を順位や金額において優先する。
- (5) 継続申請については、昨年度の報告書に基づいて、調査研究の進捗状況や成果を勘案する。
- (6) 備品購入については、パソコン、カメラ、器具など本学現有のものをなるべく活用することを前提とする。

2. 域振興研究(共同研究及び個人研究)の審査基準

(1) 地域社会への貢献

将来、地域の活性化と振興に役立つ可能性があること。また、県内産業界への経済的及び技術的波及効果が期待できること。

(2) 研究の先見性・独創性・新規性

先見性・独創性に富み、新規性のある研究であること。

(3) 研究目的と研究計画の整合性

研究の目的と計画は具体的かつ明確である必要があり、研究計画は研究目的を十分に達成しうる内容であること。

(4) 実用化・政策形成への妥当性

実用化・政策形成につながる研究成果をうるために、研究計画は研究期間内において実施可能なものでなければならず、研究終了後、その成果を実用化し、または政策とする方途が示されていることが望ましい。

- (5) 研究実施体制、研究者の実績、施設等の能力
研究を遂行する上で、必要な実績を有する研究者構成となっており、必要な研究施設・資材等を有し、かつ研究費を適正に執行できる能力を有していること。
 - (6) 研究の倫理性
研究を遂行する上で、適切な倫理的配慮がなされていること。
- 3 . 一般課題研究（共同研究及び個人研究）の審査基準
- (1) 研究目的・目標の適格性
研究の目的・目標が当該学問分野の最新の研究水準を勘案して設定され、先見性・独創性・新規性を有すること。
 - (2) 研究目的と研究計画の整合性
研究の目的と計画は具体的かつ明確である必要があり、研究計画は研究目的を十分に達成しうる内容であること。
 - (3) 学術振興・政策形成への寄与
研究の成果が、新技術の創出や政策形成への寄与によって、当該学問分野及び関連学問分野へ貢献し、わが国の学術の振興と普及に資するものであること。
 - (4) 研究実施体制、研究者の実績、施設等の能力
研究を遂行する上で、必要な実績を有する研究者または研究者構成となっており、必要な研究施設・資材等を有し、研究費を適正に執行できる能力を有していること。
 - (5) 研究の倫理性
研究を遂行する上で、適切な倫理的配慮がなされていること。

県立長崎シーボルト大学

平成 16 年度「教育研究高度化推進費 B」応募要領

1. 趣 旨

県立長崎シーボルト大学は、不断に本学の教育研究の向上に努めるとともに、地域社会の発展に寄与することを期待されている。このため、学長裁量の教育研究高度化推進費 B は、本学の教員等の共同研究及び個人研究による地域貢献・振興に資する教育研究等の充実を図ることをその主たる目的とする。

2. 研究種目

(1) 地域振興研究（共同研究及び個人研究）

対 象	各学問分野において、とくに本県地域の振興発展や活性化に寄与する研究・調査
期 間	平成 16 年度
配分額	共同研究は、1 件あたり 200 万円以内 個人研究は、1 件あたり 50 万円以内
件 数	若干件

(2) 一般課題研究（共同研究及び個人研究）

対 象	上記研究種目以外の一般的な研究課題
期 間	平成 16 年度
配分額	共同研究は、1 件あたり 100 万円以内 個人研究は、1 件あたり 50 万円以内
件 数	若干件

3. 応募資格者

本学専任の教員等（教授、助教授、講師及び助手）

4. 応募方法と締切日

- (1) 応募方法 所定の申請書を本学事務局総務課に提出する。（メール等提出不可）
 (2) 締 切 日 平成 16 年 5 月 31 日（月）

5. 選考方法と採否通知

- (1) 選考方法 学長主催の審査会において決定する。
 (2) 採用通知 平成 16 年 7 月中旬頃までに応募者に採否及び交付決定額を通知する。

6. 研究費の交付と用途

- (1) 交 付 平成 16 年 7 月中旬以降
 (2) 使 途 対象となる経費は、交付日以降の研究に要する物品の購入費、旅費及びその他研究推進に必要な費用とする。

7. 研究内容の変更

研究目的、計画、方法を変更する場合は、書面での届出を行うこととする。

8. 研究成果等の報告と公表

- (1) 中間報告 平成 16 年 11 月末現在の研究進行状況の報告を求める予定である。
 (2) 完了報告 平成 17 年 3 月末までに、研究成果をまとめた報告書を、本学事務局総務課に提出する。
 (3) 公 表 研究報告は、本学研究紀要又は他の出版物において公表される。

平成16年度 「教育研究高度化推進費 B」 交付申請書

1 研究種目 をつけて下さい		地域振興研究（共同研究）		3 研究代表者氏名・押印欄 印
		地域振興研究（個人研究）		
		一般課題研究（共同研究）		
		一般課題研究（個人研究）		
2 研究代表者所属・職名 をつけて下さい		国際交流学科	教授	
		情報メディア学科	助教授	
		看護学科	講師	
		栄養健康学科	助手	
4 研究課題				
5 交付申請額	_____ 千円 別紙の交付申請額内訳書合計から転記すること			
6 研究組織（研究代表者及び研究分担者）（研究分担者も、本研究計画に常時参加する者です。） 個人研究の場合は記載不要です。				
氏名	所属研究機関・部局・職	役割分担		
研究代表者				
研究分担者				
合計 名（うち他機関の分担者 名） 他機関の研究者が研究に参加することはできますが、研究費を配分することはできません。				

7 研究目的

平成16年度中に何をどこまで明らかにしようとするのか、当該分野におけるこの研究(計画)の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義、国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、地域振興研究の場合、研究成果をどのように地域に還元していくのか、について焦点を絞り、具体的かつ明確に記入してください。

8 従来の研究経過・研究成果又は準備状況等

この研究課題又はこれに密接に関連した研究課題で、本学での経常研究費、本学の学長共同研究、受託研究、民間企業等との共同研究、科学研究費補助金等の研究費におけるそれぞれの研究経過・研究成果等について、名称、期間(年度)、研究課題名、研究者(研究代表者又は研究分担者)氏名、研究経費を記入のうえ、具体的かつ明確に記入してください。 経常研究費による研究の場合は、研究経過・研究成果のみ記入し、名称等は記入不要。

9 研究計画・方法及び を区別するため、を記入後は点線を引いて分けてください。

.研究目的を達成するための研究計画・方法を、具体的に記入して下さい。（時期の記載をお願いします。）

交付申請額内訳書に、必要性及び算出根拠を記載して下さい。

.相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護等の取扱いについて十分配慮する必要があることから、このような計画を含む場合には、計画について講じる対策・措置状況について具体的に記入して下さい。

交付申請額内訳書

節	交付申請額	算出根拠等
賃金	千円	雇用する必要性を具体的に記載すること。
報償費	千円	必要性及び算出根拠を具体的に記入すること。
旅費	千円	出張先及び出張内容、算出根拠を具体的に記入すること。 学会等発表・研修のための旅費は、調査研究までを支援する性格上、交付対象外であること。
需用費	千円	算出根拠を具体的に記入すること。カタログ(写)を添付すること。
役務費	千円	算出根拠を具体的に記入すること。
使用料	千円	算出根拠を具体的に記入すること。
備品購入費	千円	必要性及び算出根拠を具体的に記入すること。カタログ(写)を添付すること。 備品(書籍を除く)購入については、予算の関係上、抑制する方針であること。
合計	千円	各節の積算額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て、交付申請額欄に記載すること。

平成 17 年度教育研究高度化推進費 A の 配分手続きについて

平成 17 年 4 月 26 日

1. 各教員へ教育研究高度化推進費 A 申請書の提出依頼を行う。
 - (1) 5 月 6 日付で各教員へ申請書の提出依頼を行う。
 - (2) 学科長への提出期限を 5 月 13 日(金)とする。

2. 各教員は、申請書を学科長、学部長を経由して、事務局へ提出する。
 - (1) 学科長、学部長は、可能な範囲で申請書のチェックを行う。
(合同でのチェックとする。)
 - (2) 学科長、学部長のチェック：5 月 13 日～17 日
 - (3) 事務局へ提出：5 月 18 日

3. 事務局は、提出された申請書に基づき、各教員毎の点数集計表及び研究費配分額表を作成し、申請書と併せて、副学長及び学科長での会議(副学長等会議)へ確認・調整を依頼する。
 - (5 月 20 日)

4. 副学長等会議は、可能な範囲で申請書の内容の確認等を行う。
 - (1) 副学長等会議は、必要に応じ、教員へ記載事項の確認、修正等を依頼する。
 - (2) 修正等があった場合は、事務局へ点数集計表及び研究費配分額表の修正を依頼する。
(5 月 20 日～25 日)

5. 副学長等会議は、各教員毎の点数集計表、研究費配分額表、申請書を学長へ提示、説明する。
 - (5 月 26 日)

6. 学長は、副学長等会議から受領した資料を確認の上、各教員毎の研究費配分額を決定し、各教員へ配分額の通知を行う。
 - (5 月 30 日を予定)

7. 学内での公表方法
 - (1) 個人毎の配分額表、点数集計表を、教員名を除き、閲覧可能とする。
 - (2) 教員は、閲覧の結果、自らの配分額等に対し、疑義、不服等がある場合は、文書をもって、学長へ申し立てることができる。
閲覧期間 1 週間とする。
申し立て期間 閲覧開始日から 2 週間とする。
 - (3) 学長は、教員から申し立てを受けた場合は、適切かつ迅速に対応するものとする。
 - (4) 申請書等は、研究費配分の基礎資料としての目的以外には使用しないものとする。

県立長崎シーボルト大学

平成 17 年度「教育研究高度化推進費 B」応募要領

1. 趣 旨

県立長崎シーボルト大学は、不断に本学の教育研究の向上に努めるとともに、地域社会の発展に寄与することを期待されている。このため、学長裁量の教育研究高度化推進費 B は、本学の教員等の共同研究及び個人研究による地域貢献・振興に資する教育研究等の充実を図ることをその主たる目的とする。

2. 研究種目

(1) 特定課題研究（共同研究及び個人研究）

対 象	・ IT 活用による地域保健医療の質的向上に関する研究 ・ 離島の活性化策に関する研究 ・ 中期計画で設定を予定している「人間の安心・安全と平和」及び「人間開発」に関連する研究（別紙参照）
期 間	平成 17 年度
申請額	共同研究は、1 件あたり 200 万円以内 個人研究は、1 件あたり 50 万円以内
件 数	若干件

(2) 地域振興研究（共同研究及び個人研究）

対 象	各学問分野において、とくに本県地域の振興発展や活性化に寄与する研究・調査
期 間	平成 17 年度
申請額	共同研究は、1 件あたり 200 万円以内 個人研究は、1 件あたり 50 万円以内
件 数	若干件

(3) 一般課題研究（共同研究及び個人研究）

対 象	上記研究種目以外の一般的な研究課題
期 間	平成 17 年度
申請額	共同研究は、1 件あたり 100 万円以内 個人研究は、1 件あたり 50 万円以内
件 数	若干件

3. 応募資格者

本学専任の教員等（教授、助教授、講師及び助手）

4. 応募方法と締切日

- (1) 応募方法 所定の申請書を本学事務局総務課に提出する。（メール等提出不可）
 (2) 締 切 日 平成 17 年 6 月 30 日（木）

5. 選考方法と採否通知

- (1) 選考方法 学長主催の審査会において決定する。
 (2) 採用通知 平成 17 年 7 月末頃までに応募者に採否及び交付決定額を通知する。

6. 研究費の交付と用途

- (1) 交 付 平成 17 年 7 月末頃以降
 (2) 使 途 対象となる経費は、交付日以降の研究に要する物品の購入費、旅費及びその他研究推進に必要な費用とする。

7. 研究内容の変更

研究目的、計画、方法を変更する場合は、書面での届出を行うこととする。

8. 研究成果等の報告と公表

- (1) 中間報告 平成 17 年 11 月末現在の研究進行状況の報告を求める予定である。
 (2) 完了報告 平成 18 年 3 月末までに、研究成果の概要報告書を、本学事務局総務企画課に提出する。
 (3) 公 表 研究報告は、本学研究紀要又は他の出版物において公表される。

平成17年度 「教育研究高度化推進費 B」 交付申請書

1 研究種目 をつけて下さい		特定課題研究（共同研究）	2 研究代表者所属 をつけて下さい	
		特定課題研究（個人研究）	国際交流学科	看護学科
		地域振興研究（共同研究）	情報メディア学科	栄養健康学科
		地域振興研究（個人研究）	3 研究代表者 職・氏名・捺印欄	
		一般課題研究（共同研究）	印	
		一般課題研究（個人研究）		
4 研究課題				
5 交付申請額	_____ 千円 別紙の交付申請額内訳書合計から転記すること			
6 研究組織 (研究代表者及び研究分担者)(研究分担者も、本研究計画に常時参加する者です。) 個人研究の場合は記載不要です。				
氏名	所属研究機関・部局・職	役割分担		
研究代表者				
研究分担者				
合計 名 (うち他機関の分担者 名) 他機関の研究者が研究に参加することはできますが、研究費を配分することはできません。				

7 研究目的

平成17年度中に何をどこまで明らかにしようとするのか、当該分野におけるこの研究(計画)の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義、国内外の関連する研究の中での当該研究の位置づけ、地域振興研究の場合、研究成果をどのように地域に還元していくのか、について焦点を絞り、具体的かつ明確に記入してください。

8 従来の研究経過・研究成果又は準備状況等

この研究課題又はこれに密接に関連した研究課題で、本学での経常研究費、本学の学長共同研究、受託研究、民間企業等との共同研究、科学研究費補助金等の研究費におけるそれぞれの研究経過・研究成果等について、名称、期間(年度)、研究課題名、研究者(研究代表者又は研究分担者)氏名、研究経費を記入のうえ、具体的かつ明確に記入してください。 経常研究費による研究の場合は、研究経過・研究成果のみ記入し、名称等は記入不要。

9 研究計画・方法及び を区別するため、を記入後は点線を引いて分けてください。

.研究目的を達成するための研究計画・方法を、具体的に記入して下さい。(時期の記載をお願いします。)

交付申請額内訳書に、必要性及び算出根拠を記載して下さい。

.相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護等の取扱いについて十分配慮する必要があることから、このような計画を含む場合には、計画について講じる対策・措置状況について具体的に記入して下さい。

交付申請額内訳書

節	交付申請額	算出根拠等
賃金	千円	雇用する必要性を具体的に記載すること。
報償費	千円	必要性及び算出根拠を具体的に記入すること。
旅費	千円	出張先及び出張内容、算出根拠を具体的に記入すること。 学会等発表・研修のための旅費は、調査研究までを支援する性格上、交付対象外であること。
需用費	千円	算出根拠を具体的に記入すること。カタログ(写)を添付すること。
役務費	千円	算出根拠を具体的に記入すること。
使用料	千円	算出根拠を具体的に記入すること。
備品購入費	千円	必要性及び算出根拠を具体的に記入すること。カタログ(写)を添付すること。 備品(書籍を除く)購入については、予算の関係上、抑制する方針であること。
合計	千円	各節の積算額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て、交付申請額欄に記載すること。